

ふくしま自治研修センター寝具貸借契約書（案）

貸借の名称 ふくしま自治研修センター寝具貸借（以下「貸借」という。）

貸借の額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也）

（注）「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき各月及び各業務の支払額に対し、110分の10を乗じて得た額の合計である。

委託期間 令和5年4月1日から令和6年1月31日まで

履行場所 福島県福島市荒井字地蔵原乙15番の1

契約保証金

上記の業務委託について、貸借者 公益財団法人ふくしま自治研修センター を甲とし、
貸借者 を乙として、次の条項により公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 乙は、別紙「貸借物件明細表」に記載する物件を甲に貸借する。

（設置場所）

第2条 貸借物件の設置場所はふくしま自治研修センター内宿泊室及びリネン室とする。
2 貸借物件の受け渡し場所及び方法は、別紙「ふくしま自治研修センター寝具貸借契約仕様書」による。

（履行の確認及び補正）

第3条 甲は、業務内容の是非を確認し、履行内容が適正か評価しなければならない。
2 甲は、前項の確認の結果、乙の業務内容が適性を欠く場合は、すみやかに乙に対し、履行内容の適正化について補正を命ずるものとする。

（賃借料の請求及び支払）

第4条 乙は、業務委託の内容について、甲から適正であると認められたときは、翌月の10日までに別記支払内訳書に基づき請求書を提出するものとする。
2 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。
3 乙が正当な理由がなく前条第2項による補正に応じない場合は、甲は賃借料の支払いを保留することができる。
4 前項の場合を除き、甲がその責めに帰すべき事由により第2項の支払いを遅延したときは、乙は、甲に対し第2項の期間満了の翌日から支払いのあった日までの期間の日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨

てる。)を遅延利息として請求できるものとする。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第5条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、契約期間内に業務内容を履行することができないときは、乙は甲に対し、速やかにその事由を詳記して、履行期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申し出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めるときは、遅延利息又は第7条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(損害賠償)

第6条 契約期間内に、乙の責に帰すべき事由により盗難、損傷、その他の事故が発生した場合は、その損害は乙が賠償するものとする。ただし、天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない非常災害に基づく事由により生じた損害は、この限りでない。

(甲の解除権及び違約金)

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 正当な理由がなく、賃貸借に着手すべき期日を過ぎても賃貸借しないとき。
- 二 この契約の条項又はこれに基づく仕様書に違反し、目的を達成しないと認められるとき。
- 三 乙が契約の解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が第9条の規定に違反したとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれか

に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として契約金額又はその解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことができない事由による解除の場合は、この限りでない。
- 3 前項の違約金及び損害額に係る遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、その対象額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

（契約の変更等）

第8条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は業務を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第7条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号及び第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して乙に賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなけれ

ばならない。

- 3 前2項の賠償金及び超過分相当額に係る遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、その対象額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

（遅延利息等の相殺）

第11条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲は、これを委託金額と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき、甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金その他甲が乙から徴収すべき債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類等その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（秘密の保持）

第12条 乙は、業務委託履行中に知り得た甲又は甲の関係者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。また、乙と乙の従業員又は従業員間の紛争等による影響を甲に与えてはならない。

（個人情報保護の保護）

第13条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（物価変動における委託料の変更）

第14条 法令その他社会情勢の著しい変化により著しい物価変動が生じた場合は、甲、乙協議の上委託料の額を変更することができる。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第16条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 福島県福島市荒井字地蔵原乙15番の1
公益財団法人ふくしま自治研修センター
代表理事 伊藤 剛

乙

(別記)

支 払 内 訳 書

月 分	支 払 月	支 払 金 額 (円)		摘 要
		月 支 払 額	左のうち取引に係る消費 税及び地方消費税の額	
4	5			支払いを分割することにより、頭書の取引に係る消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数が生じる場合は、支払いの早い各月において1円ずつ調整し、消費税総額が一致するよう調整している。
5	6			
6	7			
7	8			
8	9			
9	10			
10	11			
11	12			
12	1			
1	2			
計				

(別紙)

賃貸借物件明細表

賃貸借物件名	材 質 等	寸 法	数 量
掛 布 団	ポリエステル	150 × 210 cm	1 0 5 枚
毛 布	アクリル 難燃性	140 × 195 cm	1 0 5 枚
ベ ッ ト パ ッ ト	難燃性	100 × 200 cm	1 0 5 枚
枕	難燃性	43 × 63 cm	1 0 5 個

(別紙)

ふくしま自治研修センター寝具貸借契約仕様書

1 貸借物件の納品場所

貸借物件の納品場所は、ふくしま自治研修センター（以下「センター」という。）

3・4階の各宿泊室又はリネン室とし、センターの指示に従うものとする。

2 貸借物件の納品方法

貸借物件の納品はクリーニング済のものとし、貸借者は年1回、クリーニングを行う。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第 13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。